

R5年度CLT関連予算概算要求について

(全て内数扱い、国費ベース)

【CLT等木材利用への支援予算】

- ・林野庁予算では、CLT等の建築用木材の供給・利用の強化等のため、寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証、設計等の合理化や低コストな接合金物等に関する技術開発への支援を拡充要求。国交省予算では、建築物の木造化に関する比較検討への支援を拡充要求。
- ・林野庁、国交省、環境省の令和5年度当初予算では、先導的・先駆的な事業や木造化の普及に資する事業等を対象とする建築主向け関係予算を引き続き要求。林野庁予算では、建築用木材の技術開発への支援を引き続き要求、国交省予算では都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を引き続き要求。環境省予算では建築物・住宅の脱炭素化に向けてZEB・ZEH化を支援するため引き続き要求。また、CLT等の建築木材の省CO₂効果の高い再利用方法を調査・検証するための事業費を農林水産省と連携し引き続き要求。

林野庁	・ 建築用木材供給・利用強化対策	16億円 (R4予算額 13億円)
	(森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業、CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業)	
	・ 林業・木材産業循環成長対策	(新規) 118億円
国交省	・ サステナブル建築物等先導事業 (木造先導型)	80.9億円 (R4 予算額 66.3億円)
	(CLTを活用した実用的で多様な用途の木造建築物や実験棟の整備について積極的に採択)	
	・ 優良木造建築物等整備推進事業	381.26億円 (R4 予算額 200億円)
	・ 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業	6億円 (R4 予算額 5億円)
	(CLTを活用した建築物を含む都市木造建築物を担う設計者等の育成)	

環境省 ・ 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 130 億円
(R4 予算額 55 億円)

(CLT を活用したZEBについて審査時に優先採択枠を設定)

・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業
65.5 億円

(R4 予算額 65.5 億円)

(CLT等を使用したZEHについて定額補助を上乗せ)

・ 集合住宅の省CO₂化促進事業 74.5 億円
(R4 予算額 44.5 億円)

(CLT等を使用したZEH-M(5層以下)について定額補助を上乗せ)

・ 木材の再利用によるCE(サーキュラーエコノミー)×CN(カーボンニュートラル)の同時達成方策評価検証事業

1 億円

(R4 予算額 1 億円)

(CLT等の建築木材の省CO₂効果の高い再利用方法を調査・検証)

R 5 年度施設整備関係予算概算要求

【参考：CLT建築物での活用も可能な予算】

- 文科省
- ・ 公立学校施設整備費 2,104 億円
(防災・減災、国土強靱化関係予算(加速化・深化分)を別途事項要求)
 - ・ 私立学校施設整備費補助金 279 億円
(防災・減災、国土強靱化関係予算(加速化・深化分)等を別途事項要求)
 - ・ 国立大学法人等施設整備費補助金 1,000 億円
(防災・減災、国土強靱化関係予算(加速化・深化分)を別途事項要求)

厚労省

- ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) 412 億円
- ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) 事項要求
- ・ 医療施設等施設整備費補助金 22 億円
(建築資材費等が高騰に関する予算を別途事項要求)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金 26 億円
(建築資材費等が高騰に関する予算を別途事項要求)
- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 54 億円
(防災、減災、国土強靱化関係予算等
を別途事項要求)

- 環境省
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 400 億円
(意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対する支援)

- こども家庭庁
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 95 億円
(防災・減災、国土強靱化関係予算(加速化・深化分)等を別途事項要求)
 - ・ 就学前教育・保育施設整備交付金 551 億円
(防災・減災、国土強靱化関係予算(加速化・深化分)等を別途事項要求)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和5年度予算概算要求額 1,649 (1,257) 百万円】

<対策のポイント>

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の都市の木造化等促進への支援を森林経営の持続性を担保しつつ行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備への支援を実施します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業

都市部における建築用木材（木質耐火部材、JAS構造材等を含む）の利用実証において、改正木材利用促進法に基づく協定締結者等を優先的に支援します。また、大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及を支援するとともに、2×4工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応も含め、強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及等を支援します。

さらに、森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した、顔の見える木材安定供給体制の構築への支援や、木材産業における作業安全推進や外国人労働力確保、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援します。

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業

寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、中高層・非住宅建築物へのCLTや製材等の利用に向けた設計等の合理化や低コストな接合金物等の開発、設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。

さらに、BIM※を活用した設計、施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための仕組みのあり方等の検討に加えて、資源の循環利用の観点から、他資材等に対する国産材の優位性を示せるデータの収集や分析等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)・・・コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証



強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



顔の見える木材安定供給体制構築

CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証



写真提供：前田建設・住友林業共同企業体



低コスト化に資する技術開発



品質確保に向けた性能検証

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和5年度予算概算要求額 11,801（－）百万円
 林業デジタル・イノベーション総合対策 3,153（－）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等**や、**再造林の低コスト化に向けた取組への支援等**、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化**を支援するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備**への支援等、需要拡大の取組を推進します。

2. 再造林低コスト化促進対策（一部林業デジタル・イノベーション総合対策）

林業の持続性を高める観点から、成長に優れた**エリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等**を推進します。さらに、**一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林**や**川上から川下まで一体となった再造林**を推進します。

＜事業イメージ＞

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再造林の推進によりグリーン成長を実現

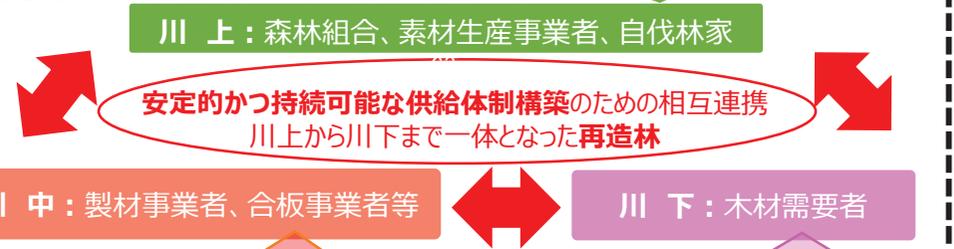
林業・木材産業生産基盤強化対策

間伐材生産（搬出間伐の推進）、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、林業の多様な担い手の育成（造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援）、**森林整備地域活動支援対策**（施業の集約化に向けた境界の明確化）、**山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策**（鳥獣害、病虫害対策等）

再造林低コスト化促進対策

コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策（指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種圃の整備等の取組を支援）
 ＜関連事業＞ 林業デジタル・イノベーション総合対策
 低コスト再造林対策（一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援）

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



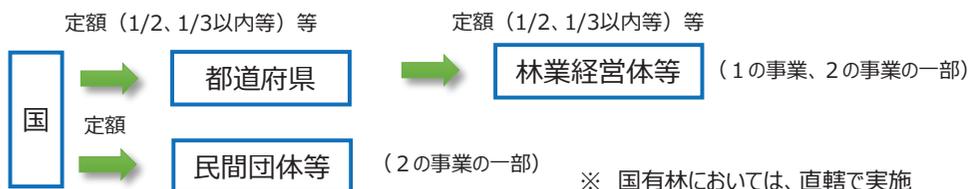
林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備
 木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した**安定的・効率的な木材製品の供給**を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備（地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組み「地域内エコシステム」を重点的に支援）、**特用林産振興施設等の整備**（地域経済で重要な役割を果たすきのこなど特用林産物の生産施設等の整備を支援）、**木造公共建築物等の整備**（製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援（建築物木材利用促進協定締結者を優先的に支援））

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：定額（1 / 2 以内）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
（物販施設は対象外）



○事業のポイント

・J A S 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が木材需要情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

・中層の公共建築物への支援促進

地域材利用のモデルとなる中層の公共建築物の補助上限額を引き上げ。

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和5年度予算概算要求額：
環境・ストック活用推進事業80.9億円の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

（１）多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入されるもの
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準上、構造・防耐火面の特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し取りまとめて公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ⑦ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）



CLTを用いた10階建て共同住宅



木質耐火部材を用いた大規模庁舎

《実績》 合計115件（H22～26年度までの前身事業の実績を含む。取下げ分を除く）
うち、CLTを活用した建築物 52件

（２）実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額（上限30百万円）



CLT（直交集成板）パネル



CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物のうち優良なプロジェクトに対して支援を行うとともに、建築物の木造化に関する比較検討への支援を行う。

<現行制度の概要>

事業概要

【補助要件】

次の①～⑤を満たすもの

①主要構造部に木材を一定以上使用する木造の建築物等
(木造と他の構造との併用を含む)

②耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの

③不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの

(劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、
百貨店、商業施設、展示場、事務所 等)

④多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの

⑤省エネ基準に適合するもの(公的主体が事業者の場合は、
ZEH・ZEBの要件を満たすもの)

【補助事業者】民間事業者等

【補助対象費用】

- ・調査設計計画費のうち木造化に係る費用
- ・建設工事費のうち木造化による掛かり増し費用相当額

【補助率・上限額】1/3等(上限300百万円)

<補助対象となる建築物イメージ>



中層の木造の建築物(事務所)のイメージ

木造住宅及び非住宅や中高層の木造建築物(都市木造建築物)の生産体制の整備を図るため、

- ・ 民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を延長し、中小工務店等のDX推進による労働環境向上を図る取組を重点的に支援する。
- ・ 都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を延長し、地域におけるプロジェクト実施に向けた関連事業者間の連携体制構築に係る取組を重点的に支援する。

<現行制度の概要>

(1)大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【事業内容】

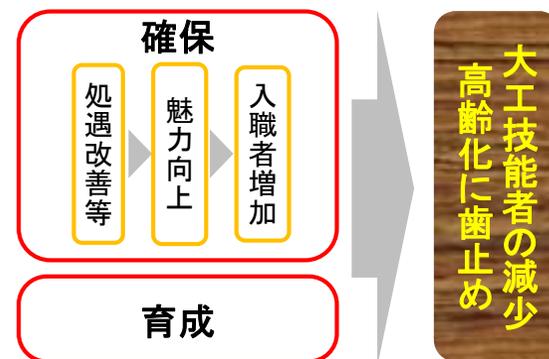
①団体主導型

大工技能者等に関する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

②地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用



(2)都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

【事業内容】

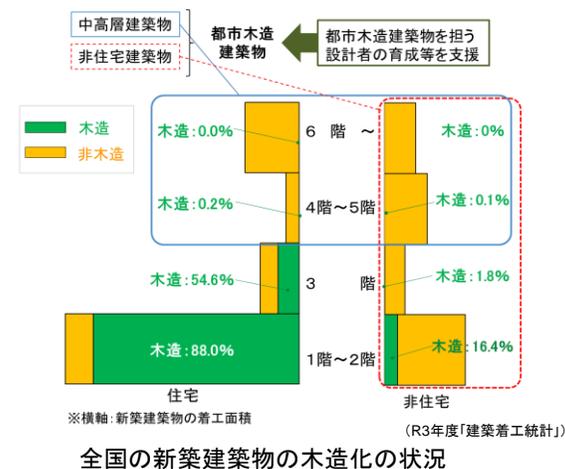
①都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ(ポータルサイト)の整備に対する支援を行う。

②都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

【補助対象】 ①情報インフラ(ポータルサイト)の整備に要する費用
②設計に関する講習及び具体的設計に対する技術サポートに要する費用



【補助事業者】 民間事業者等

【補助率】 定額

【事業期間】 令和2年度～令和4年度

全国の新築建築物の木造化の状況

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



【令和5年度要求額 13,000百万円(5,900百万円)】



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆ ①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆ ①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- 補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
 - 新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業 ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円）② 3/5～1/3（上限5億円）委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。
- ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆ ①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - 補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
 - CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2 / 3（上限5億円））
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～ 10,000m ²	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和5年度要求額 6,550百万円（6,550百万円）】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰にも資する省エネ・省CO2化
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

（2）既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等への別途補助）

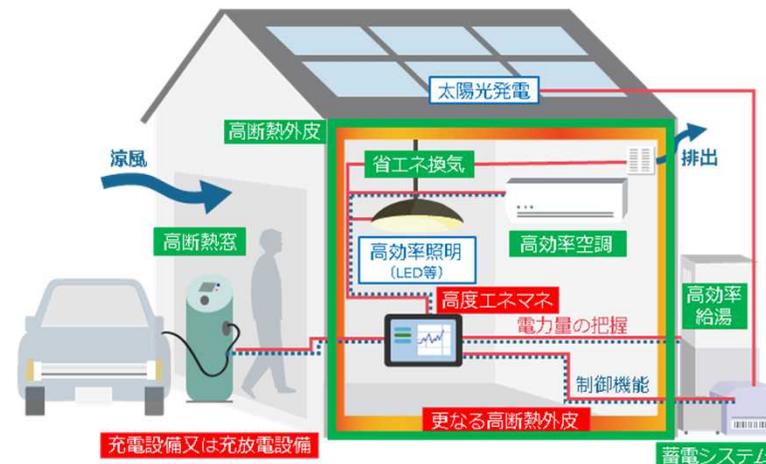
（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。断熱等性能等級5に相当。

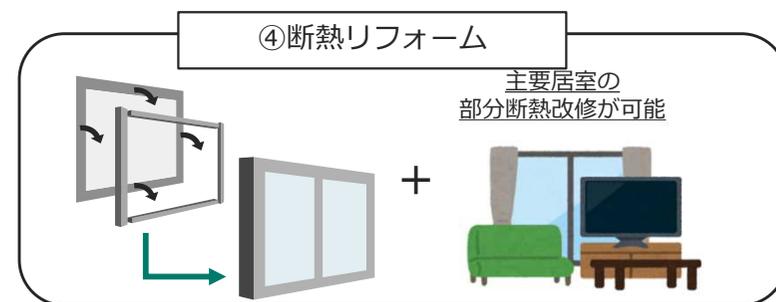
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



- ①ZEH補助対象
- ②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和5年度要求額 7,450百万円（4,450百万円）】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰にも資する省エネ・省CO2化
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進

2. 事業内容

(1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④上記①に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
※②③について、補助対象事業者が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく建築物木材利用促進協定を締結している場合（事業）は一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電システム、CLT（Cross Laminated Timber）等

⑤断熱リフォーム



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



【令和5年度要求額 100百万円（100百万円）】

建築分野における木材再利用の省CO2効果を検証し、循環経済の実現による脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

- ① 資源を循環利用する循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）の実現による建築分野の脱炭素・カーボンニュートラル（CN）化を促進するため、建築物における木材再利用の省エネ・省CO2効果について定量的に検証を行う。
- ② 建築物に使用されているCLT等の木材の再利用に資する知見を得た上で、深化させる。

2. 事業内容

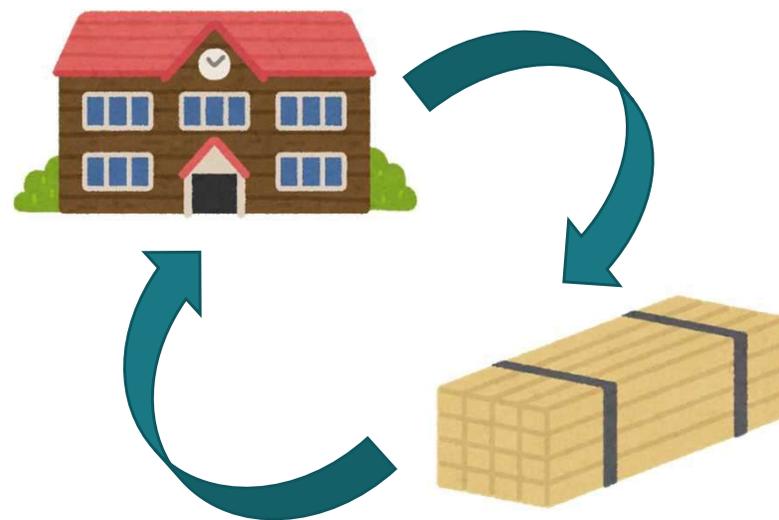
資源を持続可能な形で利用できる経済社会を構築することは世界共通の課題であり、「循環経済・サーキュラーエコノミー（CE）」の概念が国際的にも急速に広まりつつある。UNEP国際資源パネル（UNEP-IRP）が「経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガスの大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠」と指摘するなど、CEを脱炭素・カーボンニュートラル（CN）と同時に達成することの重要性が高まっている。

建築物に使用されている木材を新たな建築物等に再利用することについて、既往の事例を対象とした調査や、実際の建築物等を対象とした実証を行い、その省エネ・省CO2効果の把握等を行うことで、建築物に用いられたCLT等の木材の再利用の有効な方法とその省エネ・省CO2効果等に関し、得た知見を深める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和5年度

4. 事業イメージ



- 建築物の解体後、使用されていた木材を新たな建築物等において再利用することについて、省エネ・省CO2効果等の観点から検証を行う。